

自治振興会、区・自治会の整理の方向性について

1. 自治振興会を中心としたまちづくりの必要性(再確認)

人口減少や高齢化が進行する中、中山間地域においては、民間事業者が提供する市場サービスの減少、区・自治会を中心とした従来の地域コミュニティによる共助機能の低下などによって生活支援機能が低下してくることが予想されます。このため、地域住民自らが生活サービスの提供やコミュニティビジネスの事業主体となりうる地域住民主体の組織である自治振興会のような組織の必要性が増してくることから、基礎的自治組織である区・自治会の参画を必須とする自治振興会を中心としたまちづくりを継続して行います。

2. 昨年度に示した検討すべき内容の方向性

◎自治振興会の範囲・自治振興会と区・自治会との関係について

- ①自治振興会の区域を行政区として位置づけます。
意見)自治振興会にとってのメリットは。
- ②地域窓口の一本化を検討します。
意見)区、自治会要望の扱いは。
- ③定期的に自治振興会連絡会を開催します。
意見)区長連合会(地域区長会)はどのようなのか。

◎自治振興交付金の運用について

4種類の自治振興交付金(基礎交付金・事務加算金・事業加算金・区活動交付金)の垣根を低くし使えるなど、より自由度を高めます。

意見)事務加算金の人口規模に応じた配分の検討を。

◎自治振興会の市民への周知について

区長会、自治振興会等を通じて、自治振興会によるまちづくりの説明等を実施します。また、出前講座等を開催し、地域へ出向き説明等を行います。

意見)定期的な情報交換の場の設定、広報紙の工夫を。

◎地域マネージャーによる支援について

地域マネージャーが現在行っている業務(地域内の状況把握、地域課題の整理、分析等)に加えて、自治振興会の事務局を担うことも視野に入れ、雇用の在り方を検討します。

意見)自治振興会の事務局員と地域マネージャーの役割の整理。

◎地域市民センターの位置付けについて

自治振興会単位にまちづくりの拠点、地域交流・学習の場として現在の地域市民センターを中心にコミュニティセンターとして整備を進めます。また、コミュニティセンターについては、

地域の意向もふまえ地元管理(指定管理)についても検討を進めます。
意見)指定管理を受けるに当たり行政との連携・役割の明確化。
公民館との兼ね合い。社会教育の機能について。

3. 進め方

令和5年4月実施にこだわらず、地域との対話をもちながら本市の住民自治がさらに進むよう取り組んでまいります。